

令和3年第2回土別市議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月16日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時54分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	16番	山居忠彰君	議長	17番 遠山昭二君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	藪中晃宏君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	鴻野弘志君
建設水道部長	千葉靖紀君		

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	三上正洋君
----------------	-------	-----------------	-------

病院 副院長 事業 管理者	三好信之君	経営管理部長	東川晃宏君
------------------------	-------	--------	-------

選挙管理委員会
事務局 局長

半澤 浩章 君

事務局出席者

議会事務局 局長

穴田 義文 君

議会事務局 局長
議総務課 主任

岡崎 浩章 君

議会事務局 査
議総務課 主任

中井 聖子 君

議会事務局 主任
議総務課 主任

駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（遠山昭二君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（遠山昭二君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（遠山昭二君） ここで副議長と交代いたします。

○副議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

12番 国忠崇史議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 私は、今まで一般質問、大綱質疑含めると47回行ってきましたが、その中で市長の答弁に不満だったり、もっと深い、前向きの答弁を欲しいと思ったことは何度もありますが、しかし、はぐらかされたとか受け止めてもらえなかったという感じは今まで皆無でした。そのことを申し上げたいと思います。

昨日いろいろ市長お話しになりましたけれども、私の考える牧野市長の功績は、やはり市民が雄弁になったということです。なかんずく18歳未満の子供がやはり市政に物を言える環境をつくったと。これは非常に大きいです。やはり子供たちが言葉を獲得する時期に、しっかり聞いてもらえる環境があるというのは、昨日市長もおっしゃっていましたが、非常に大事なことです。子供の数自体が減ったことは非常に残念ですが、そのことは強調しておきたいと思います。

市長は昨日もJ・F・ケネディの話をされていましたが、私は市長がケネディを尊敬するのと同じぐらい旧ソ連のミハイル・ゴルバチョフを尊敬しています。ミハイル・ゴルバチョフは、ペレストロイカによってソビエト市民が非常に言論の自由を獲得するのに貢献したのですが、ただ、市民たちは言論の自由を獲得して何を言い出したかという、ゴルバチョフの経済政策への不満を言い出したのです。だからリーダーというのは非常に皮肉な立場であり、苦勞も多いと思います。だから、市民へ評価を委ねるというお話でしたけれども、本当にそういう意味ではいろいろと市政への不満だとかそういったものも受け止めなければならない立場というのは厳しいものだと思います。

それで、48回目の一般質問に入りたいと思います。

まず、気候非常事態宣言について取り上げたいと思います。

一口に環境問題と申しましても、身近なところではレジ袋の有料化問題、それから、海の海洋プラスチック問題、それから、奥深い自然への人間の進出が起こったことによって生態系が

非常に狂って、新しい今の新型コロナウイルスなどが蔓延する結果になるなどいろいろあるわけですが、中でも地球温暖化などの気候変動が私たちにとっては直接に最も影響が大きいものであります。特に、1年を通して冷涼で、なおかつ1日の寒暖差が大きい気候が長年の特色であった土別地方にとっては、農業や生活環境の面でこの気候変動への対応が大変重要になってくると思われます。

実は昨年秋に国会の衆参両院で気候非常事態宣言決議が行われ、北海道議会でも今年3月に同様の決議が行われました。全国の地方自治体でも気候非常事態宣言を出すところがじりじりと増えているところでは。こういった全国的な状況を本市としてはどう捉えているか、まず伺います。

次に、本市が直面している近年の水害や豪雪などについて、ひょっとしてこれは気候変動の影響ではないかと考えられるものがあるか否かの分析をお願いいたします。また、その対策としてはどんなものを考えているか、本市として気候非常事態宣言を出すことも検討してはどうか、この点の見解をいただきたいと思います。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、全国の気候非常事態宣言の状況についてです。

気候非常事態宣言は、地球温暖化対策に取り組む決意の表明であり、宣言によって2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを具現化するため、気候危機突破プロジェクトの指導や廃プラスチック発生抑制チャレンジなどの取組を進めている自治体もあります。長崎県壱岐市が令和元年9月に日本初の宣言を行い、国会では衆参両院において2年11月に気候非常事態宣言が可決され、地球温暖化問題は気候変動の域を超えて、気候危機の状況に立ち至っているとの認識を世界と共有し、国際社会の一員としてふさわしい取組を実践していくことを表明し、現在では全国で70以上の自治体、地方議会が宣言をしているところです。また、北海道の市町村では、ニセコ町、森町、厚岸町、札幌市が宣言をしており、今後も増加傾向にあるものと捉えています。

次に、本市が直面している近年の水害、豪雪などへの気候変動の影響と対策、気候非常事態宣言の発出の検討についてです。

近年の異常気象は地球温暖化が背景にあるとされており、水害については線状降水帯のように一部の地域にゲリラ豪雨が発生するケースが多くなるなど、いつどこで水害が起こるか予測しにくい状況になっています。

本市においては、平成27年8月14日に1時間当たり72ミリという過去最大の大雨を記録し、一部の地域で土砂の流出が発生したところです。また、降雪量は過去5年間の平均629センチと比べてみますと、2年度は660センチと多く、元年度は432センチと7割程度であり、年度によってばらつきが見られます。こうした中、本市のこれまでの温暖化対策としては、土別市環境基本条例を23年2月に制定し、4月から施行しました。この中では、市として廃棄物の発生

抑制や資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用を促進してきました。また、条例を基本として士別市環境基本計画を29年3月に策定し、市として自然環境の保全、廃棄物の減量化や地球温暖化防止などの基本目標に基づき具体的な数値目標を掲げるとともに、元年度から12年度まで第2次士別市地球温暖化対策職員実行計画として、温室効果ガス総排出量のさらなる削減のため、再生可能エネルギーの活用、ごみの排出抑制などに取り組んでいるところです。

今後、パリ協定の採択や国の地球温暖化対策計画の変更を受け、現在の士別市環境基本計画の見直しを検討しなければならないと存じます。したがって、気候非常事態宣言については、この基本計画の検討を進める中で、今後の研究課題としてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 再質問ですが、今市長が触れられた環境基本計画についてです。

確かに来年の3月で環境基本計画が5年経過するところです。そこで、気候非常事態宣言については議会として上げているところも多いので、これは私一議員として頑張ろうと思うのですが、新しい環境基本計画の中に、やはり次のテーマで触れるあれですけども、例えば市役所庁舎の省エネだとかそういうことも入ってくると思うのですが、具体的に定期的な見直しをするということではなくて随時なのか、それともこれはもう5年だから自動的に見直しなのかということをちょっとまずお伺いしておきたいと思います。それで、それは環境審議会とかそういうところで具体的な見直しになると思うのですが、何か環境基本計画の見直しについてもっと具体的な計画があるかどうか。この場でお伺いしたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 藪中市民自治部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君） 再質問にお答えいたします。

環境基本計画は、先ほど答弁申し上げましたとおり、今年度変更を予定してございます。今後におきましては、まちづくり総合計画と同調させる形で4年ごとに見直しを予定しております。それに固執することなく、特に重大な事案ですとか変更すべき点がございました場合には審議会等にお諮りをいただいて変更をする予定としております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 2つ目のテーマですが、市役所新庁舎のコストと本市の作風についてです。

ちょっと作風という言葉は難しいのですが、一応国語辞典に載ってしまっていて、特に芸術作品などで現れている作者の特徴や傾向ということで、ちょっと芸術の話ではないのですが、いろいろな習慣とか、それから傾向について何点かまとめましたので、作風と表現しました。

1点目です。まず、新庁舎になってからの光熱費等のランニングコストについて伺います。

市民の中の一部の意見として、この財政が厳しい折に立派な市役所新庁舎を建てるのは問題ではないかというものがありました。しかし、これは特例債の発行期限や形態を説明すれば基

本的には誤解が解けるものです。しかし、エコで持続可能な新庁舎という触れ込みであっただけに、ランニングコストが高くなったという結果であっては少し弁明のしようがないのではないかと思いますので、しっかりとこの光熱費等のランニングコストについて説明いただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスの感染についてですが、換気の重要性が叫ばれていますが、昨年の議会でこの点をお聞きすると、市の答弁としては、厚生労働省が公表した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において推奨されている換気方法となる換気機能を有し、かつ窓を開けるなどの換気に注意し、密閉、密室に配慮しているところですのでこのことでした。しかし、その後、ウイルスの変異株がどんどん出現するにつれて、飛沫感染のみならず空気感染力が強まっているとの考え方があります。従来の換気基準で大丈夫なのでしょうか。北海道内でも先月、留萌市役所など庁舎内でのクラスター感染が発生して役所の機能が一部止まったところがあるだけに私は心配ですが、いかがでしょうか。

次に、行政の造語の問題を取り上げます。

例えば教育委員会などの教育行政が教育現場に対して規範性を持つということには、これは異論が少ないと考えます。しかし、一般行政にも教育に対する規範性があるのではないかという疑問を持っています。特に最近では行政による造語が多くなっています。私の若い頃は若者の言葉が乱れている、やばいとかナウイとかダサイとかそういう若者言葉が荒れているということでしたが、今は行政がどんどん言葉をつくっている時代になりました。特に、小池東京都知事においては三密だとかオーバーシュートだとかどんどん新しい言葉をつくっていく、そういう傾向が出ています。

そして、本市でも僅かではありますが、例えば人財、人の材料と書くところを人の財産と書くなど、国語辞典に載っていない熟語をつくってきた経緯がありますが、しかし私が考えるに、特に行政はこども議会などをやっている事情もあるので、議会答弁や公式文書においてはいわゆる正しい日本語を使う必要性は高いのではないかと思います。正しい日本語という固定的なものがあるわけではなくて、時代に応じて変わっていくのは仕方ないと思いますが、しかし一般的に普及している言葉を使うと、なるべくそうするという必要性は高いのではないかと思います。まとめますと、一般行政にも教育的な規範性があるのかどうか、この点をお答えください。

4番目は、それこそ作風の問題です。

本市は、各種の届出や市民意見などの締切りを漠然と金曜日や連休前に設定している例が多くなっています。時刻指定をしていない限り、金曜日に提出といっても、印鑑を押さないものであれば23時59分まではファクスやメールで出せるわけです。結局は、私が考えるには市の自己満足ではないかと思えます。民間事業所など、現場が止まるか、閑散としている土曜日などに事務作業を片づける例が多いと思えます。例えば月曜日の午前8時半締切り、連休明けの朝締切りで全く構わないはずであります。特に届出物は別として、パブリックコメントの提出な

ど積極的な市民参加が望まれる文書に関しては役所感覚の締切り設定は意味がないと思いますし、より多数の応募を求めるという姿勢ではないと思われます。こうした作風についての見解を求める次第です。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、新庁舎移転後の光熱費等のランニングコストについてです。

庁舎に係る光熱費には電気、ガス、灯油、A重油料金があり、新庁舎に移転した昨年度は、第2庁舎や消防、市民文化センターと一時的に経済部と農業委員会が移転していた旧ほくと児童館分を含んで、総額で2,200万円となりました。移転前の令和元年度は2,660万円であったことから、460万円、約17%の削減に至りました。この削減は、冷暖房システムの変更により、灯油代が100万円増額となる一方、旧庁舎のボイラー燃料で使用していたA重油料金が600万円減少したことが要因となっています。これは地中熱ヒートポンプの省エネルギー効果が大きいものと考えており、CO₂の削減効果にもつながったものと存じます。

次に、感染力が強まったとされる変異株の発生に対して従来どおりの換気基準で十分なのかとの御質問がありました。

新庁舎の換気については、昨年第2回定例会で答弁しましたとおり、厚生労働省が公表した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において推奨される換気方法を有し、加えて、定期的に窓などの開閉で換気を行うことで感染リスク要因の一つとされる換気の悪い密閉空間をつくらないように取り組んできたところです。

また、基本的な職員個々の感染防止対策や、これまで同様に定期的な庁舎内の消毒を実施しており、さらには、職員に感染者が発生した場合の庁舎機能停止の防止に向け、係や課ごとにまとまっていた席配置の分散や可能な限りの休暇取得の推進、テレワークの試行などを行っており、今後も変異ウイルスに対する科学的知見についても注視しながら感染防止対策等に努めてまいります。

次に、行政が国語辞典に載っていない造語を使用することについての考え方です。

議員お話しのとおり、これまで本市においても人材の材の字を財産の財の字に置き換えて使用している事例があります。この人財の使用については、これまでも幾度か御説明してきたとおり、人材は宝であり、大切な財産との思いを込めているからです。

しかしながら、正しい日本語を使う観点からの配慮も必要なものと存じます。さきの予算委員会での国忠議員の御提言も踏まえ、人財という表現においては引用符等を付すなど、表示方法の工夫をしているところです。

次に、各種届出や市民意見などの締切日の設定についてです。

市への各種届出については、様々な業務等において書類提出を求めており、規定などで提出期限を定めている場合は十分な期間が取れるように配慮し、早めの通知などを心がけています。パブリックコメントについては、十分な意見考慮の期間を設定する必要があることから、計画

等の案の公表日から30日以上の間を空け、広く市民の意見を募集するものとしています。元年度と2年度では両年度ともに3件のパブリックコメントを実施し、その提出期限を計画案の公表日から30日後に設定した結果、2件が金曜日となったところです。

なお、一部においては、あえて期限を月末に設定し、今月中の提出と認識していただくことで失念や提出忘れ等の防止を図っているところです。

しかしながら、提出方法もこれまでの紙媒体やファクスなどに加え電子メールなどのデータ形式の提出も普及、増加していることから、提出期限、時間の設定を行うなど、全庁統一的な取扱い方法を明示することで市民により分かりやすい基準設定に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 再質問が、まずランニングコストの話は、実は質問通告を出した後に北海道新聞さんが大きく取り上げて、大幅省エネという記事が出たのです。以前の市庁舎は暖房しかなかったですね。冷房があったかという、来賓室にエアコンついていたかなと思うのですけれども、あとはスチーム暖房で、いろいろ暑くなったり寒くなったり苦労したと思いますが、今度はエアコンが全面的に採用されて、冷房も使えるということになりました。冷暖房両方になったのですけれども、それでも旧庁舎との比較で下がっていると。重油を使わなくなった分下がっていると。暑いときは冷房もフルに使うということで、それでも省エネになっているという理解でいいのかどうか、ちょっとお伺いします。

次に、行政の造語というか、私が聞いたのは、一般行政が教育現場に対して規範性を持つかどうかと。分かりやすく言うと、私、前も言いましたけれども、議会広報の仕事は12年間やっていますけれども、やはりこの議会広報を小・中学生が読んで間違っただ漢字だとか熟語を覚えられないようにちゃんと校正しなければならないなど思っているのですけれども、そういうような意識で広報づくりだとか市の文書づくりに携わっているかどうかという、そこをお聞きしたかったので、ちょっとそこを回答お願いします。

その次に、換気の件です。

この件で、職員の座席配置の分散とテレワークの試行ということをちょっとおっしゃったのですけれども、前、なかなか士別市の場合は市の職員がテレワークしづらい状況だということをおっしゃっていたと思うのですが、テレワーク試行されているのであれば、どんなふうに行っているのか、ちょっと具体的な答弁をお願いします。

以上3点です。

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 国忠議員の再質問にお答えします。

まず、冷房についてですが、新庁舎におきましては、地中熱ヒートポンプ、夏でありますと地中のほうが冷涼な空気があるということで、それを使用することによって、言わば冷房を入れなくても気温がある程度一定に保たれているという効果もありまして、その分の効果が幾ら

というのは実質ちょっとなかなか算出しにくいのですが、全体として抑えられているという結果になったと受け止めております。

それから、造語の規範性についてなのですが、まず私ども士別市の公用文については、公用文に関する規程にのっとって、この中にはその公用文における漢字使用等についても規定がありますので、いわゆる常用漢字を使うという、ある意味で国語の表示ということが基本になると思うのですが、公用文がゆえのちょっと制限といたしますか、制限的な記述もありますので、そういう意味では一般よりはもうちょっと幅が狭いような規定かなと思っております。

そういった意味では、そこにいわゆる規範性といいますか、一般の国語表示の正しい使い方というのは当然求められると思っておりますが、国忠議員がおっしゃったように、特に造語、新しい言葉の定義というのはなかなか難しい面があるなどは受け止めておまして、例えばですけれども、地方創生という言葉も、辞典の中では安倍政権の政策と表示される場所もありますけれども、そういう意味では新しい言葉の一つかなと思うのですが、私どもで言うと、定着した一つのもう認知されている言葉という使い方でも来ておりますが、例えば創生という言葉を見ると、新たに、全くないところから新たに作り上げるということからいうと、事によると地方創生というのは日本語としていかがかと受け止めも中にはあるやに、そういうことも懸念されていることで、そういう部分からいうと、造語といたしますか、新しい言葉の定義というのもやはり本当に時代とともに変わっていくし、その都度やはり見直していく必要があるのではないかと考えておまして、そういう意味では、例えば財産の財という字は、今おっしゃったように一般的ではないと思っておりますので、そこをしっかりと分かるような表示というのは今後も引き続きやっていきたいと思っております。中には、この当て字を辞典の中で取り上げているような事例も出てきましたので、もしかするとまた時代の流れの中では変わってくることもあるのかなと思っておりますので、そういったことにも留意しながら対応していきたいと考えております。

それと最後に、テレワークについての御質問でした。

今回の非常事態宣言の中においては、総務省も積極的なテレワークの取組を支援するということで、今までセキュリティー面で難しかったようなその制限といたしますか、ガイドラインを少し緩和したようなこともありました。そういった部分でいうと、今までちょっと難しかった部分を、ある程度のセキュリティー面がクリアできるのであれば何とか可能ではないかということもありまして、この期間中に試しに実施したいということで、今おおむね10名程度ですけれども行っておりまして、そういう中では業務内容によって非常に能率が上がったという事例もありますし、1日だったらいいんですけども、なかなかパソコンと向かい合ったままでというのはちょっと厳しいなという意見があったり、個人情報をもそのまま利用しなければならない窓口等は実質的になかなか難しい面はありますけれども、業務によっては十分可能性はあると。ただ、その実際の実施に向けてはしっかりと我々のルールづくりも必要なものですから、そういったものを詰めていく中で、さらに取組を進めていきたいという考えでございます。

す。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） テレワークについて、取りかかったところだという認識でいいのですね。ぜひ、役所の機能が停止したときとかも、テレワークしていた人を今度起用するとかと、ローテーションが可能になりますので、ぜひテレワークを取り入れていただきたいと思います。

再々質問ですが、造語というか、教育に対する規範性の問題を予算審議のときに、ちょっと教育長がおられたもので聞いてしまったのですけれども、今回は、だから行政が教育に対してどうなのかなど。私の心配を一言で言うと、学力が心配なのですよ。というのは、非常に本市、例えば子供がスポーツで活躍すると地元紙も取り上げられますし、みんなの注目も集まりますよね。ただ、やはり学力どうなのかといったときに、前も言いましたけれども、都会の子供たちと非常に環境が違うと。都会の子はお金あれば進学塾に行けるし、学力をつける機会というのが環境に恵まれていると。本市はいろいろ、合宿制の学習機会を提供したりもしているけれども、子供の学力というのも今度取り上げますけれども、私は心配しています。

だから、そういう意味でも、やはりしっかり学力をつけてもらう意味でも、議会でもそうですし、市でもちゃんとした言葉を使って行って、ちゃんとした熟語なり漢字なりを子供たちに習得してもらうと。そういう意味で規範性、規範性と言っているのですよね。だから、それはお認めになりますよね。認めないという答弁はあり得ないと思うのですけれども、ちょっと一言いいですか。

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） この公用文のそういった造語の取扱いについて、国忠議員がおっしゃるとおり、日本語の正しい使い方がまず基本にあるということに認識は全く変わりありませんし、そこの表示が誤解を招くようなことがあるとやはり困りますので、そうならないような工夫をしているというつもりで答弁をしたところでございまして、そういった意味で、そういった子供たちに対するいわゆる学習的な配慮も含めて努めていきたいと存じます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 私からも再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどもお話がありましたように、せんだっての予算委員会の中でも御指名いただいたという状況だったと思いますけれども、今も目がこちらをお向きになっていましたので、若干お話ししたほうがいいかなと思っています。

確かに学力に関わっては、もちろんこれは学びの中の大きな一つですし、これは大事にしていかなければならないということです。御承知のように、去年は全国学力・学習状況調査、これが感染症の中で中止になりましたけれども、本年は実施をされている状況で、これからその内容がまずトータル国のほうで整理され、後に自治体として分析も入っていくということにな

っていきます。

そんな中で、一概にこの学テに関しては、結果がそれで、学力あるいは子供たちの本当の学びにつながっているのかというあたりは、絶対ではない。ほんの一部の指標、あるいは次の改善のための目安として使う、そういうような類いだと思っていますので、私とすればそれよりも、お話ありましたように、体力面やあるいは様々な日常的な人との関わりの中で学ぶ、そういうことも大事にしていくべきではないかと。今言われたように生きる力というのは、もちろん必要な学力というのがありますけれども、やはり学び方といいますか、どうやって学んでいくのかと。そういったあたりが行く行くは、その小学校、中学校のときの成績よりも、その後につながる学び方というのをやはり大事にしていくべきなのかなと思っています。

そういった中で、今年からGIGAスクールも前倒しで動いています。そんな中でも、やはり既に言われているとおり、対面での授業、それから対面での子供たち同士のコミュニケーション、こういうのがありつつ、いかにGIGAの特性を生かすかという使い方、これを考えていくかということになっています。大学や高校の一部については、もう実はオンラインでほとんどいけてしまうのではないかという話も出ていますが、一方で先般も、大学のオンラインでずっと済ませている状況の中で、これで学費払ってきちんと学びができるのかということも訴訟も起きるような状況になっています。

そういった状況もありますので、私とすれば、そんな中で、お話をあつた規範性、これはもちろん行政も持っているものですし、総務部長からあつたとおり、基本的には総務部長答弁のとおりなのですが、この公用文の取扱い、実はずっと長い期間、きちんとした検証、検討がされていない。国においても、昭和27年にこの公用文の作成の要領というのがつくられて、様々な状況がありながらも整理がされないままに来ていましたけれども、何かと言いますと、そこで公用文の実態や社会状況の変化、これに対応した整理がされておらず、ようやくここへ来て文化庁の文化審議会の国語分科会、これが今年の3月にその報告書をまとめて、見直しをすべきだと。

例えばその中で言われているのは、一つには公用文といっても定義いろいろありますと。かつてはペーパーベースだけでしたけれども、もう今はオンラインを使ったものから、様々なツールもあります。あるいはその相手という意味でも、もともとが国民に対して分かりやすく平易性のある文章を示していこうというのを27年当時も言われていたのですが、現実にはそうっていないと。

一方で、やはり例規のようなもの、法令の関係については正確に伝えなければなりませんから、言葉も厳選した形で使っていく。少し読み取りにくい文章であったとしてもそういうふうに使わなければならない。

そのほかにも、多様な読み手がいること、それから、専門用語や外来語の使い方の問題、そういったものもあります。こういう実情もある中で、例えば変な話ですけども、左横書きの公用文。国の基準で言うと、読み点はカンマなんですね。ずっとカンマで来ています。これが

文科省も同じように使うので、多くの学校現場や何かでは横書きの文書のときはカンマです。ところが一般的に、我々もそうですが、普通に点で打っています。これが一般化しています。こういうものを変えられていないということで、これを見直すべきだというのも今回の報告に入っています。

そういう状況からしても、やはり長い間整理されてないこと、それから、これは実はほかのまちでもそういう言葉を使っているのですね。これも変わっていくと思うのですけれども、いずれにしても、国も地方自治体もそれぞれ公用文に関する規程を設けて、規範性を持って示していく。ただ、それを相手によったり、使う内容によって。ですから、子供たちの場合にどうなのだという話は、まさにそのとおりかもしれません。

ただ一方で、人財に関して、せんだつてもありましたので、確認をしました。お話のように、漢字のテストで材料の材を書かなかつたらバツがつく可能性はあるかもしれないと。大いにあるかもしれません。ただ、作文だとかの中に財産の財を使つても、これはバツをつけないだろうという見解を、これは実は長年、中学校の国語の教科を指導してきて、校長を経験して、現在学校教育アドバイザーとしていらつしやる方に話を聞いた見解です。

さらに、そのアドバイザーが調べてくれたのですが、大辞林の今電子版、ここではもう人材の材は財産の財で載っています。こういう状況もあります。したがつて、お話にもありました、部長も答えましたとおつり、時代の変遷や様々なもので言葉は変わつてきますし、これまでほとんどの熟語というのは実は造語なのです。これは日本語に限らず、英語もそうです。ですから、言葉がその状況に応じて、よりいい意味合いで、この漢字のほうがいいだろうと変わつていくことは私は問題ないのではないのかなと思つています。

そういった意味で、辞書に載っている、載っていないとお話もありましたし、そういう意味の確認もできました。さらに、今回議会というこういう公式の場で国忠議員から御質問いただいて、こういう意味なのですと。我々士別市としてはこういう意味合いを込めて、これは使つていく。だから、それは漢字のテストのときにはこうだけれども、意味合いとしてこういうふうな字という意味合い、持たせ方というものもあるのだということをちゃんと伝えれば、これを子供たちにそう指導して構わないと思つています。

ですから、今回そういう御質問いただきましたので、今後は引用符などをつけずに、本市としてはこれは人財というこの字を使うとある意味言つていつても、今回の件でそのように考えてもいいのかなと、私個人的にはちよつと思つています。これは結論ではありません。もちろん全庁的に考えなければならぬと思つています。

そういう状況もありますので、最初に言いましたとおつり、やはり子供たちの学びということについて、間違つて教えない、間違つたことを教えないということは、これはもう鉄則ですけれども、様々な学びの形も、それから学力というもの自体も、その目に見える単純なものではないものもあると思つていますので、その部分は国忠議員もよく御承知のことだと思つています。ですから、そういった視点で我々とすればきちんとした思いを持って理解されるような形で伝え

ていくということにしていきたいと思っていますし、逆に言うと、今回、ちょっと失礼ですけども、最初、作風という言葉を見て、どう解釈していいのかと思いました。辞典に載っていても、使い方がどうなのだろうと思うこともなくはなく、また、先ほど東京都知事の使われる横文字の言葉のこともありましたけれども、中には造語としてやはりあまりよろしくない印象を持たれるような造語というものをSNS系のところで示すといったこともやはりよろしくないということもあると思いますので、そういったことで、様々な機会の中で子供たちにとっていい学びにつながるようにと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 最後のテーマ、ワクチン手帳導入への提言についてお伺いします。

私の知り合いで、埼玉県のある市で市議会議員をやっている方がいるのですけれども、非常にワクチンの接種申込みが電話等殺到しまして、なかなかつかない。市議会議員数名で交通量の多い駅の前とかに机を出して、ワクチン接種申込み支援というのをやったんですね。そうしたら、そこでお名前とか聞いて、インターネットで申し込むというデスクをつくったら、その机にまた行列ができてしまって非常に大変だったというお話を最近聞いたところです。

そんなふうに、非常にこの新型コロナウイルスワクチン接種において混乱した市が結構あるのです。しかしながら、本市においては年齢区切りなどの段取りがすばらしかったです。それで、この点は全く賢明であったと思います。本市関係者にまず敬意を表するものです。

ここでは、昨日の西川 剛議員の質問と重ならない範囲で質問いたします。

例えばワクチン接種を受ける意思があるにもかかわらず取り残されている独居高齢者などがないかどうか、その辺の確認はいかにしているのか、細かいことですが、お伺いします。

また、今後、一般論ですが、接種順序などについて課題があれば、この際明らかにしてください。

次に、手帳の話に入っていきます。

日本の保健行政においては、母子健康手帳、いわゆる母子手帳ですね、これが長年の歴史を持っています。また、年金手帳、障害者手帳、療育手帳などというものもあります。そして、今は少なくなりましたが、本市からたくさん冬の間出稼ぎに行く方がおられたので、出稼ぎ手帳などというものも存在した次第です。また、今でも民間ではお薬手帳なんかもありますが、こういった手帳文化、日本では高齢者中心に普及していることもあり、簡単にスマートフォンで代替できるものではないと思われま。こういった手帳文化について、行政としてほかにもどんなものがあるのか。そして、こういった手帳類を今後いわゆるデジタル化、アプリ化、スマートフォンアプリ化できるのかどうか。その辺、政府筋などから明確な見取図が示されているかどうか、お伺いしたいと思います。私自身は紙ベースでこういったもの、手帳類は数十年残るしかないと考えております。

次に、厚生労働省としては、ワクチンパスポートは構想としてはあるようですが、今のところその様式については決まっていないようです。本市としては、ワクチン接種が順調に進んでいるようですので、いち早く接種記録の様式を考案して、全国的なモデルをつくり上げるチャンスではないかと思えます。詳しく言えば、ワクチン接種の年月日、ワクチンのメーカー、会場などを記録して、本人のデータを併せて、何か国語かでの表記をつければ、国内の宿泊施設などでの提示のほか、海外渡航の際にも使えそうでもあります。この機会にワクチン手帳といったものの導入を検討してみたいかと思うので、この点についての見解をお伺いいたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、ワクチン接種において取り残されている独居高齢者などがないかということについてです。

6月11日現在における高齢者の予約状況につきましては5,071人で、割合にして約71%となっています。一方で、御質問のありました独居高齢者等の把握についてですが、市では接種を希望しているにもかかわらず、何らかの理由で受けられない方がいないか、6月4日に民生委員・児童委員に対し担当地区内の調査をお願いしたほか、市内介護事業所のケアマネジャーに対しても、担当する高齢者等の中に接種が受けられない方がいないか、情報提供をお願いしています。現在までに、高齢で歩くことが困難だが自家用車などの交通手段を持ち合わせていない方がいるなどの情報が幾つか寄せられており、寄せられた情報に対しましては、本人に連絡を取り、必要に応じてケアマネジャーやヘルパー等とも連携しつつ課題を解消し、接種が受けられるよう対応しているところです。

次に、今後の接種順位などの課題についてです。

65歳以上の高齢者接種につきましては、当初8月上旬までに2回の接種を終わらせる計画で進めていましたが、国から7月末までに2回の接種を終わらせるよう強い要請があり、あわせて、高齢者接種を加速化するために補助金の追加交付も措置されたことを受け、7月末完了に計画を前倒しすることとし、準備を進めています。その後の接種順序については、昨日西川議員の御質問の中でお答えしたとおりです。

今後の課題といたしましては、接種対象が現役世代、さらには若年層に移っていくことから、接種時間帯などへの配慮も必要になってくるものと考えられるため、接種体制の確保が大きな課題と捉えており、市立病院や市内開業医はもとより、近隣の医療機関にもさらなる御協力をお願いしていかなければならないものと考えています。

次に、手帳文化と今後についてです。

議員お話しのとおり、これまで我が国では様々な手帳が活用されてきており、その中でも母子健康手帳は昭和17年の妊産婦手帳から名称や内容の改正を経て、現在も妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報を管理する手帳として活用されています。

そのほかにも、お薬手帳や血圧手帳、糖尿病連携手帳など、本人や医師、その他治療に携わる人たちが情報を共有するために活用するものや、障害者手帳や療育手帳などの自分の傷病を証明するものなど、多様な手帳が存在しています。

また、本市独自の手帳としては、担当ケアマネジャーの名前や利用している介護事業所、サービスなどを記載し、医療と介護の連携に活用する連携手帳があります。手帳のデジタル化につきましては、一部でそのような運用ができるものもあるようですが、機器の不具合や故障時の対応などの課題も考えられ、デジタル化により直ちに全ての手帳を廃止するということはできないものと理解しています。

したがって、現時点で今後の明確な見取図というものはありませんが、手帳を利用している方の中には多くの高齢者がおりますことから、仮にデジタル化が進んだとしても当面は紙の手帳と並行して利用されるものと考えます。

次に、ワクチン手帳の導入についてです。

コロナワクチンにつきましては、接種済みであることを証明するために接種済証を交付しています。この接種済証は6センチ掛ける10センチ程度のシールで、本人の氏名、住所、生年月日に加え、1回目、2回目それぞれの接種日、使用したワクチンのロット番号、接種場所が記載されています。シールは、接種券や窓空き封筒用の宛名なども一体となった用紙に貼ってありますが、剥がして様々な手帳等に貼っておくことができますので、シールを貼って保管する台紙としてのワクチン手帳が多くのメーカーから販売されているようです。現在、市民の接種記録は市の健康管理システムに登録するとともに、全国の接種記録を収集しているワクチン接種記録システム、通称VRSに登録管理しており、御本人が御自身の接種状況を忘れた場合にも対応できるようになっています。

ワクチンパスポートについては、国が5月20日に検討チームを設置し、導入に向けた検討を始めているところであり、その中で証明書につきましては、VRSと連動させる方針とされており、複数の言語での証明発行ができるよう開発を進めているとの情報もありますが、詳細な情報は今後示されてくるものと考えています。

したがって、現時点におきましては、接種済証の用途が見えず、また、証明書はどのような仕様を満たせばよいのかも不明であることから、引き続き国の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） ワクチン手帳について答弁いただきましたが、国の動向を注視ということです。それで、国の動向なのですけれども、このワクチン接種をめぐるでも、いたずらにといいいますか、デジタル化なのだということで、インターネットでしか受け付けないとか、いろいろ入力、適当な名前とか適当な番号でも入力できてしまうとか、いろいろあったのですよね。このワクチンパスポートについても、どうなるか正直分からないという状況の中で、やは

り出張で海外渡航しなければならないだとかいろいろな都合が出てくると思うのですよね。

母子健康手帳を見たら、私、子供産んでいないから母子健康手帳持つてはいないですけども、たまに仕事柄見ることがあるのですけれども、自治体ごとに様式がというか、一部、基本的なところは様式統一されていますけれども、ちょっと自治体ごとにメモ欄がついていたり、その自治体の市民憲章がついていたりとか、様式は変わっていく、バリエーションがある部分もあるのです。だから、そういう意味で、国が統一様式を示す前に、こういったことを市として先進的に考えておくと。今、国のやり方というのはそういう先進的な事例が出たときにそれをモデル化して、土別でこういうことやっているよみたいな、そういうふうな手法もあり得るわけですから、もうちょっとワクチン接種の手帳というか記録について、まだ今年の2回だけで済むとは限らないので、長期的な視点を持って考えてほしいなと思うのですが、もう一段積極的な答弁いただけないでしょうか。いかがですか。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

今お話にありましたように、渡航だとかそういうところに正式に使えるといった証明については、今答弁申し上げたとおり、国で世界各国と共通化、これも課題に挙がっています。それで、その部分についてやはり国の動向を注視して対応していかなければならないと。

一方では、今国のほうで把握しているものが、この証明書自体が地方自治体、市町村の発行にしなければならないということになって、この情報についてはマイナンバーとひもづけしてオンライン上でも使えるようにということも検討されているようですけれども、そうするとオンライン法の改正も必要だというお話も伺っておりますので、やはり今現段階で土別市独自で海外にも通用するそういった様式を決めて、そして手帳をつくっていくのだということはなかなか今の現時点で判断はちょっと困難な状況であると考えています。

先ほども申し上げたように、このシールについては、2回目を接種した後については、これは今お話ししたように介護連携手帳なりお薬手帳なり、御本人が常にお持ちになっているような、忘れないようなところに貼っていただくということも一つの方法であると思いますけれども、今後のワクチンの接種が、議員おっしゃるとおり、今年で終わるのか、また来年引き続き同じワクチンになるのか、この辺も見定めないといけないと思いますので、現時点において市独自でこの手帳をつくっていくのだというちょっと判断には至らないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、合宿の受入れについてでございます。

東京オリンピック・パラリンピックも、あと40日を切りました。緊急事態宣言が発生されている中、世論調査でも中止、再延期を求める声が多く出ております。米国は日本への渡航禁止

が出されるなど、世界各国では米国の有力各誌や米国の医療雑誌など、海外メディアもこぞって中止や再考を求めています。世界的な感染拡大も収まらない中、米国陸上チームは選手の安全面に懸念があるとして日本での事前合宿を中止しました。丸川五輪担当大臣は、東京五輪・パラリンピックの参加国、地域の選手団による事前合宿や交流事業を中止した自治体が105自治体に達したことを明らかにしました。全国の自治体で予定されている各国地域の選手団の合宿や交流活動は新型コロナに対する懸念から中止が相次いでおり、受入れ予定の自治体でも大半は具体的な交渉が進んでおらず、新型コロナウイルス感染防止に苦慮しているところだと思います。国の指標では、選手団の到着後は受入れ自治体に管理責任があり、検査や病床準備なども行うことになり、宿泊施設や移動の乗り物は原則貸切りで市民と別動線が求められています。本市におけるホストタウンについての考え方を伺います。

北海道も昨年につき、5月17日より緊急事態宣言が発せられ、31日までの期限を6月20日まで延長されました。こうした中、合宿の里士別として、6月よりコロナ感染対策をしっかりとって合宿を受け入れることを決めたようですが、6月以降の受入れ予定をお知らせください。

本市においても陽性者が出ている状況で緊急事態が解除され、コロナ感染が落ち着くまで国内外の合宿を受け入れるべきではないと考えます。道知事も来道自粛を呼びかけています。本市も不要不急の外出自粛を呼びかけているところです。市民の中にも他市町村からの移動に不安を持っている方も大勢いると思います。市民の安心・安全をどう担保していくのか、お知らせください。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピックが間近となる中、国内の新型コロナウイルスの感染状況が減少傾向にはあるものの、格段には改善しない状況下にあって、日々様々な意見や見解も報じられています。

本市は、合宿の里から、さらには合宿の聖地創造を目指して、東京オリンピックを契機にこれまで本市が積み重ねてきた取組を発展させていくとの方針の下、練習環境の整備や受入体制の充実にも努めてきました。

こうした中で、令和元年7月に台湾を相手地域としたホストタウンに登録され、ウエイトリフティングを中心とするスポーツ交流はもとより、文化、教育交流など幅広い交流を進めてきました。

ウエイトリフティングに関わっては、平成29年に台湾ウエイトリフティング協会と交流事業協定を締結し、東京オリンピックに向けた合宿についても調整を進めてきたところです。台湾においても、代表選手の選考が順調に進まないなどの事情に加え、オリンピック委員会との調整も時間を要していた状況もあり、さらに、最近になって新型コロナウイルス感染拡大が大きな問題となっている中で、先般、台湾ウエイトリフティング協会から事前合宿を行うことができない旨の正式な回答が示されました。

その具体的な内容としては、士別合宿に向けて多くの議論を重ねてきたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行が収まらず、台湾においても感染が再び広がっており、学校の閉鎖や旅行制限など行動自粛レベルが引き上げられた背景もあり、残念ながら断念する判断になったと示されています。

このような状況にはなりましたが、一方で協定締結からの4年間の交流に対する感謝や今後の交流の継続を望む内容も示されており、ホストタウンをきっかけとした友好親善の関係づくりは進んできたものと存じます。

今後においても、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、士別地域日台親善協会などとの連携の下、スポーツや文化、教育、観光など幅広い交流を検討していく所存です。

一方、ドイツのマラソン・競歩ナショナルチームのオリンピック直前合宿受入れについては先方の希望である7月22日から8月5日までの期間を予定し、調整を進めています。現在、国から示されているホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引きに沿いながら、感染防止対策をまとめた本市としてのマニュアルを作成中であり、鋭意協議、調整に努めています。

具体的には、ドイツチームの入国から本市滞在期間中の各場面での行動、最終的には札幌市の選手村に到着するまでの動向について全て詳細に把握し、その都度必要な感染防止対策を厳守してもらう内容を策定するものであり、併せてスクリーニング検査として出国前の2回の検査と入国時の検査、さらに滞在中は毎日PCR検査を実施するなどの内容になっています。

また、受入れ側においても、接触頻度が高い職員や宿泊施設の従業員等については、その状況に応じてPCR検査を行うほか、最大限の感染防止対策を講じた体制で対応することとしています。

なお、これらの感染防止対策に伴う経費は、国のホストタウンと新型コロナウイルス感染症対策交付金によって全額措置されることになっています。現在、詳細について引き続き調整を進めているところであり、今後の国や大会組織委員会からの情報、さらには、オーストラリアのソフトボール代表を海外からの合宿第1号として受け入れた群馬県太田市の対応も注視しながら合意に向けて調整してまいります。

また、昨日の真保議員への答弁でも申し上げたとおり、6月1日から国内チーム、選手の合宿を受け入れており、現在陸上競技やスキージャンプなど6月末までの間で延べ6団体の合宿を受け入れる予定としています。

国内外を問わず、全ての合宿に際して、双方とも新型コロナウイルス感染防止対策を確実にを行いながら、引き続き合宿の聖地創造を目指した取組を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 感染対策をしっかりとって受け入れるということなんですけれども、台湾は中止にするということで断念せざるを得ないということなんですけれども、ドイツのチーム

が入ってくるということで、マニュアルをまだ作成中だとかで具体的な内容がいまいちはっきりしないということなんです。滞在中のPCR検査だとか出国前の検査だとかというのは分かるんですけども、やはり市民と宿泊施設についても、市民と動線の違うような、接触を避けるという対策も当然講じていくと思うのですけれども、その辺もう少し具体的には分かりませんか。

○副議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再質問にお答えいたします。

今、ドイツのお話でしたが、ドイツの部分につきましては、今、議員お話しのとおり、まだ相手方から正式なという部分がないということですので、その部分では今これ以上の部分についてはお答えすることができません。

ただ、本日も報道等で出されていますとおり、これからオリンピック開催に向けて諸外国の方々が事前合宿等々、また事前合宿じゃなくても大会参加のために入ってくるということで、いろいろな国による定めが決まってきているところがございますので、その情報が私たちも今のところではテレビ等でしか分かってない情報ですので、そちらのほうの情報が分かり次第、それに沿った形で対策を進めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 若干補足をさせていただきたいと思えます。

正式に合意、それから同意という2段階の書面を交わすことが必要になっています。まだその段階に至っていないということでありまして、ドイツとすれば引き続き本市において合宿をしたいという意向は変わっておりません。

ですが、まだ正式にそれが決定していないと。ただ、これは来る前提で我々準備進めていますから、当然今お話ありましたように動線関係についても検討しています。例えば国内に入ると、空港内でもこれはどういう形で、誰が一般の利用者と分離しながら連れてくるのかというのは、旅行会社を含めて調整をしておりますし、その後、本市に入ってきてからも、やはり原則的には、今、太田市がやっているように、宿舎と練習会場、この間を専用の車両等々を使って移動する。あるいは宿舎においても、フロアは完全に分離する形で一般の方と同じような形はしない、食事は分ける、そういったものについては一定程度今打合せをして準備しているところです。

ただ、そんな中においても国からさらに細かい求めがあって、それが全自治体困っている状況もあるんです。実は受入れとしても。その辺がまだ全て整え切っていないということで、最終的にドイツのほうで同意書、合意書が本市との間で交わされ、そしてマニュアル的なものも正式に決まりましたら、これはお示しできる範囲で市民の皆さんにもきちんとお示しをして、安全・安心を確保してくという考えですので、その時点までいましばらくお待ちをいただきたい、このように思っています。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） もうすぐオリンピックも始まるということなんですけれども、まだ具体的なあれが決まっていないということでは、やはり市民の方も非常に不安に思っているんじゃないかなと思います。

合宿の受入れについては、私自身は反対するものではありませんが、昨日の真保議員への答弁にもありましたように、士別の合宿は40年以上、朝日については60年以上の歴史があるということで、年間にしても合宿の人たちが士別に来る人数は、士別の人口ぐらいの人たちが合宿に来ているのではないかなと思います。そういう意味では地域の活性化だとか、経済効果は莫大なものがあると思います。

今、緊急事態宣言が発せられている中、自粛が要請され、市民も自粛しています。そういう中では、安心・安全を考えた場合、やはり対策を万全に取ったとしても、今の状況の中での受入れを反対せざるを得ないと私は思います。そのことを申し上げまして、この質問を終わります。

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次に、新型コロナワクチン接種の進捗状況ということで、昨日は西川議員、今日は国忠議員が質問されました。それに重複しないような形で質問をしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大が深刻です。北海道は人口比でも全国最悪の水準に達し、コロナ病床は逼迫し、病院側は緊急搬送を受け入れられないケースが相次いでいます。医療従事者の負担が極限に達する今、命を守る根本的な対策が急がれます。PCR検査の数は人口比で日本は世界で143位、ワクチン接種も世界で130位と大きく立ち後れています。抜本的に引き上げなければなりません。

本市においても4月末から医療従事者からワクチン接種が始まりました。政府においても7月末までに高齢者の接種を終わらせるといっています。本市もそのスケジュールに沿って進めていると思います。札幌や旭川など都市部では接種予約ができないなど混乱が起きていますが、本市の場合は混乱なく接種が進んでいるのでしょうか。医療従事者の確保やワクチンの確保は、入荷の状況などはどのようになっているのか、お知らせください。

また、ワクチン接種後の副反応などの問題は起こっていないのでしょうか。

独居高齢者が接種場所まで行けない高齢者の送迎について、他市町村ではバスでの送迎やハイヤー利用者には補助金を出しているところもあると聞いておりますが、本市はどのように考えておられるのでしょうか、お伺いします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、接種予約の状況です。

本市では、接種券の一斉発送による受付時の混乱を避けるため、予約枠の状況を勘案しつつ、年齢の高い方から順に数回に分けてお送りをしております。4月26日に90歳以上の約500人に発送したのを皮切りに、5月末までに6回に分け、計7,157通を発送しております。

予約の状況についてですが、接種券を発送した翌日の午後から翌々日にかけては予約が殺到し、特に始業直後は大変混み合う状況が続いたため、電話がつながりにくいなどの市民の皆様にも御迷惑をおかけすることとなりましたが、一方で予約の枠については十分な量を確保していることをお伝えすることで、市民の皆様にも冷静に対応していただけたこともあり、大きな混乱は生じていなかったと考えております。

次に、医療従事者の確保についてです。

医師の確保につきましては、市立病院の医師はもとより、市内で開業されている全ての医師から協力をいただいております。加えて、市内の医師が従事できない日については、名寄市立総合病院や旭川医科大学の医師にも協力をいただきながら、ほぼ毎日接種できる体制を確保しております。

看護師につきましては、現在17人を会計年度任用職員として採用しているほか、市内の薬剤師にも協力をいただき、ワクチン充填作業を担っていただいております。現状では業務の遂行に支障を生じさせることのない人数を確保しておりますが、ワクチンの調整や接種といった非常に緊張感を強いられる業務に従事していただいておりますので、看護師の健康管理の面からもさらに多くの医療従事者の確保に努めているところであります。

次に、ワクチンの入荷状況についてです。

ワクチンの入荷状況につきましては、4月26日に1箱、195バイアルの入荷があり、併せて1バイアルから5回分を取ることができる注射器が供給されております。その後、5月22日に4箱、780バイアルが入荷し、注射器も1バイアルから6回分を取ることができるものへと変わっております。その後につきましては、原則2週間ごとに本市が希望するワクチン量を確保できている状況であります。

次に、ワクチン接種後の副反応についてです。

この副反応につきましては、早くに接種が始められた海外の状況やその後の国内における先行接種の状況など、テレビ等を通じて様々伝えられているところであります。

本市におきましては、接種を終えた方から発熱があったなどの報告をいただいておりますが、大半につきましては1日から2日程度で回復しており、医療機関からの連絡も特にないことから、いわゆる重症化したケースはないと判断をしております。

しかしながら、一方で、副反応は1回目よりも2回目の接種の後にしやすいとの調査結果もある中、今後、多くの方が2回目の接種を行いますことから、接種後の健康観察はもとより、接種を終えた方に対して改めて副反応に関する情報の周知を図るとともに、救急時の備えとして医療機関とも連携し、万全の体制を確保してまいります。

次に、高齢者の送迎についてです。

高齢者の利便性に資するため、朝日支所や上士別、多寄の出張所地区でも集団接種を行います。また、温根別地区につきましては、日時の指定はありますが、送迎を希望される方につきましては原則自宅から接種会場までの送迎を行います。さらに民生委員・児童委員やケアマネージャーに対し、担当する地区や利用者の中に接種を受けたくても何らかの理由により受けられない人がいる場合には、保健福祉センターに連絡をいただけるよう要請をしているところであり、受けられないという理由が交通手段である場合には、コンピューターバスなどを活用した対応を検討するとともに、ストレッチャー移送など特殊なケースにつきましては、社会福祉協議会にも御協力いただけることとなっております。

なお、7月末までに65歳以上の高齢者の接種を終えることができるよう接種体制の強化を図っているところでありまして、本議会最終日には新たな接種体制を組むための補正予算を上程する予定であります。

今後とも、引き続き、接種を希望する全ての市民が一日でも早くワクチンの接種が受けられるよう、体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 全体的にスムーズにワクチン接種のほうは進んでするという報告を受けて、安心しております。

高齢者の送迎については、温根別のほうは各家庭まで回って、足のない方には送迎するという報告がありましたけれども、朝日、上士別、多寄についても電話で申し込めば送迎はしてくれるという理解でよろしいのでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

温根別以外の地区につきましては、その地区で集団接種会場を設けるということになっておりますので、そちらの会場にお越しいただきたいということでもあります。

それで、どうしても来られないような方がいた場合については、先ほど答弁で申し上げたとおり、個別に様々な対応を考えながら対応していきたい、このように考えているところです。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 接種がスムーズに進んで、高齢者は7月中には接種が終わるということがあります。市民の方も安心して接種を受けられると思うのです。これも医療従事者だとか、あとは接種に関係している関係者に心より敬意を表したいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に入ります。コロナ禍での生活保護状況についてお伺いしたいと思います。

コロナウイルスの感染拡大が長引き、雇用情勢が悪化したことで、全国で10万人を超える人

が解雇や雇い止めで仕事を失っています。自宅待機、勤務時間の削減など、特に女性と非正規労働者に多く、統計に現れない、生活に困窮している方も増えているのではないのでしょうか。

生活保護申請は、全国的には2009年度に過去最高を記録したリーマンショック以来11年ぶりの増加となっています。生活保護は、憲法25条、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するの理念に基づき制定され、生活保護法により国民の生存権を保障する制度であります。本市においてもコロナ禍の中で申請が増えているのではないのでしょうか。生活保護の申請数と受給件数についてお伺いします。ここ数年の推移を教えてください。

また、申請する際に行われる扶養照会について、多くの方が困窮していることを身内に知られたくないと申請をためらっている方もいるのではないのでしょうか。窓口の対応も含めてお知らせください。

生活保護の申請をした人の親族に援助が可能かどうかを問い合わせる扶養照会については、厚労省は10年前後親族と連絡を取っていない場合は照会しなくてもよいとするなど運用を見直しました。扶養照会は、自治体が生活保護の申請をした人に、親族の経済的な状況などを聞き、援助を受けられる可能性があるかと判断した場合、親族に問い合わせることです。しかし、親族に知られたくないなど、扶養照会を理由に申請をためらう人が相次いで、厚労省はこれまでの運用を見直しました。

見直しの理由について厚労省は、今の時代や実態に合った形で運用できるようにしたとっております。これまでは、親族からDVや虐待を受けたり、親族と20年以上にわたり連絡を取っていないなど、扶養照会をしなくてもよいとされていました。今回の新たな運用で、照会しなくてもよいケースとして、親族と連絡を取っていない時間をこれまでの20年から10年程度としたほか、親族に借金を重ねていたり、相続で対立するなど著しく関係がよくない場合などとしています。また、親族がDVや虐待の加害者だった場合は、照会を控えるよう求めています。国会でも、田村厚労大臣は、扶養照会は義務ではないと答弁、道も扶養照会は保護の要件と異なる位置づけと答え、義務ではないとの認識を示しました。本市の場合はどういう認識でやっておられるのか、お知らせください。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、過去3年間の生活保護の申請件数についてです。

平成30年度は24件、令和元年度22件、令和2年度18件と減少傾向が続いており、本年4月から5月までの申請件数は2件となっています。

また、過去3年間の生活保護世帯数については、平成30年度では168世帯、令和元年度、2年度ともに171世帯と横ばいで推移しています。

次に、申請に関わる窓口対応についてです。

コロナ禍における保護の申請に当たっては、令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡、今般の緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応についてに基づき、申

請の意思が確認された方に対しては速やかに保護申請書を交付するとともに、就労や年金などの収入、家屋、土地などの資産の保有状況など、保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、負債や既往歴、通院状況など援助方針等に関わって必要となる情報については後日電話等により聴取するなど感染のリスクを最小限とするよう努めています。

また、申請段階における扶養義務者の状況の確認については、申請者が扶養照会を拒んでいる場合においては、扶養義務者との現在までの関わりを丁寧に聞き取った上で、親族に扶養が期待できる状態かどうかを確認し、扶養が期待できる場合に限りて照会を実施しているところであり、扶養照会を理由に保護の申請を行わなかった実績はありません。

新型コロナウイルス感染症の影響を直接受けた方の申請実績は現在のところありませんが、今後も生活保護を必要とする方が適正かつ速やかに制度を活用いただけるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 今、申請数はお聞きしたんですけども、申請数と実際の受給数というのは同じということで判断してよろしいのでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

申請数はあくまでもその年度に申請をされた方ということで、受給世帯数というのは今現在保護をお受けになられている世帯数ということで答弁申し上げます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 私の考え方がちょっと違っていたのかもしれませんが、申請数というのは、窓口に来て申請するのが申請数だと思うのです。そして、受給数というのは、実際に申請して受給された方の数だと思うのですけれども、そういう捉え方で私は思っていたものですから、申請数と受給数が同じであればいいのですけれども、その辺の判断は、ちょっと教えてください。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

申し上げます申請数については、全て決定数と一致しているということでございます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時35分休憩）

（午後 1時30分再開）

○副議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をいたします。

本市の最上位計画であります土別市まちづくり総合計画がローリングと呼ばれる見直しを行う時期になってまいりました。2021年度の現在、逼迫した財政状況や加速する人口減少に加え、予期せぬ感染症等、本市を取り巻く状況は計画作成当初と比べ大きくさま変わりしております。

総合計画は本市の最上位計画であり、本計画との整合性を図りながら各種計画とそれらに付随する事業等が組み立てられていくものでありますことから、幾つか質問をいたします。

なお、今回のローリングにおきましては、基本構想は変更せず、将来人口も含め次期の総合計画での見直しであると同っております。よって見直しを行うのは実行・展望計画と地区別計画、財政の見通しについてという認識でよろしいでしょうか。

基本構想にあります推計人口と現状の乖離につきましては、昨年度の大綱質疑において、2026年度からの総合計画に向けて議論を重ねていくとの答弁をいただいておりますことから今回は差し控えたいと思いますが、将来人口は、まちづくりを勘案する上で非常に重要な要素の一つであると考えますので、機会が参りましたら改めて取り上げたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは初めに、総合計画の検証方法について伺います。

各施策の基本方向につきましては、大きく変わるものではないと思われませんが、打ち出されている施策とその具体的な取組内容である事業については、このたびのローリングによって検証がなされるものと推察しております。2018年度から2021年度にかけての実行計画期間において、計画に沿って実施した事業と取り組むに至らなかった事業、その理由や予算と執行額の乖離等、検証すべき項目は幾つもあることと思いますが、何をどのように検証し、既に計画立てられている展望計画につきましては実行計画に移行していくのか否か、判断基準等について御説明願います。

また、それらの検証結果について議会に示される機会があるのかもお教え願います。

次に、地区別計画の見直しについて伺います。

地区別計画は、より個々の地域に特化し、各地区の現状や課題の共有を踏まえ、将来の地域づくりの目標や方向性を示す計画でありますことから、検証、見直しにおいては地域住民の声を反映させていくことも必要ではないかと考えます。そのような機会を設けることは検討されているのかも含め、どのように見直しを行うかについてお示してください。

実行・展望計画と地区別計画、財政の見通しも含めた今回のローリングは、いずれにしましても本年度より取組を開始した財政健全化実行計画と連動させる形での計画へと組み替えざるを得ないことと思いますので、財政健全化実行計画との関連性についての説明に加え、新たな事業に向けてのスクラップアンドビルドについてはどのようにお考えかも伺いたいと思います。

また、財政健全の取組のさなかであっても取り組むべき必要性がある、もしくは取り組まねばならない事業も数々あることと思いますので、それらの優先順位の考え方についてもお示し願います。

加えて、これまでに伺いましたもろもろについて、どのようなスケジュールで行っていくのかも併せてお聞かせ願います。

最後に、魅力あるまちづくりに向けて、今回のローリングを行うに当たっての主眼について伺います。

まちづくり総合計画は、まちづくりを進めるための基本方針となるものでありますことから、魅力あるまちづくりに向けて、どこに、何に主眼を置くかがとても重要と考えます。計画作成当初と現在の差異、前期4年の検証を踏まえ、魅力あるまちづくりに向けて、何を主眼とし、後期4年を組み立て直していくのか伺いまして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 苔口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、土別市まちづくり総合計画の検証方法などについてです。

2018年に策定した総合計画も今年度で4年目を迎え、これまでの検証を行いながら次期の実行計画と展望計画を策定するローリングの年となりました。今回のローリングでは、次期の実行・展望計画のほかに地区別計画と財政の見直しについても中間年の検証、見直しを行うこととしています。今回の検証、見直しについては、施策と事務事業の2つの分野で構成する事業アセスメントサイクルに基づく施策アセスメントとして実施します。

具体的には、最初に総合計画の基本計画に掲げる施策を関連するグループに分け、このグループごとに達成度や課題などの評価、分析を行います。この結果を基本に、関連する各事業の実績集計や成果などを整理しながら、各事業の今後の方向性を、縮小、廃止、統合、継続などに分類するほか、施策の達成のための新たな取組の必要性などもスクラップアンドビルドの視点も取り入れる中で構築し、市議会や審議会の意見も伺って次期実行・展望計画に反映していく考えです。

次に、地区別計画の見直しについてです。

地区別計画は、人口減少が進む中で各地区の現状や課題を踏まえ、将来の地域づくりの目標や取組を示すため、総合計画と併せ2018年に本市では初めて策定したところです。今回の検証の方法としては、計画の構成の一つである地域づくりの取組の分野を中心に、各地区でワークショップでの話し合いを基本に進めていきますが、コロナ禍であることや各地区の実情に応じた進め方も地域の自治会などと相談して決めていく考えです。各地区の取組実績を踏まえ、今後の取組の推進方法も話し合いながら、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を育み、住民主体の地域力を一層推進するよう努めてまいります。

次に、財政健全化実行計画との連動についてです。

これまで、まちづくり総合計画の着実な推進に向けて、行財政運営戦略による取組や事務事

業の見直しを進める事業アセスメントサイクルの実施、補助金適正化ガイドラインの策定など様々な取組を進めてきたところであり、今後も継続する考えです。さらに、今年度から財政健全化実行計画がスタートし、実質単年度収支の黒字化による持続可能な財政基盤を確立させていくため、10項目の具体的方策を展開しているところです。

お尋ねの健全化計画との連動については、総合計画と健全化計画との整合性を図りながら、総合計画のローリング作業を進めるとともに、公共施設の再編、運営の最適化などに加え、あらゆる歳出改革の取組の推進、職員提案などを盛り込む行財政運営戦略の改定を行いながら、最上位計画である総合計画の着実な推進に努め、市民の安全・安心な生活の確保と市民サービスの提供を行ってまいります。

次に、今後のスケジュールについてです。

今後の策定作業は、7月中に検証を終え、この検証結果と新たな市長の公約を盛り込んだ次期実行・展望計画案の編成を市長ヒアリングを行いながら11月をめどに終える予定です。その後、予算編成に合わせた修正を加え、来年3月の成案化を目指しているところです。

市議会に対しては、検証の結果や次期実行・展望計画案が取りまとまった段階で随時御意見を伺ってまいります。

最後に、魅力あるまちづくりに向けて、何に主眼を置くのかについてです。

まちづくりとは、全ての市民がまちに活気と安らぎを感じ、将来に夢と希望を感じながら心豊かに暮らし、住んでよかったと思えるまちを築き上げていくことにあります。

今回の総合計画のローリングは、士別市まちづくり総合計画を着実に進めるために実施するものですが、総合計画の着実な推進こそが住んでよかったと思えるまちづくりであり、ひいては天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまちの実現につながるものと存じます。

今後も、地域力を生かしながら総合計画の着実な推進に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 3つ再質問させてください。

まず1つは、地区別計画のワークショップについてです。

行うワークショップなんですけれども、どういう形で人選をされるのかということをお教えください。前回どういう形であったのか、そして今回は前回同様なのか、もしくは何がしか人選を変えるのかということも教えていただければと思います。自治会と相談をしながらということではありますけれども、やはりこういった地域の活動において自治会の方々との連携ももちろん非常に重要なものでありますし、さらには、そこの役員にまではまだ上がらないような若い方の力というものもこれからの地区別計画を立てていく上では非常に重要なものとなってくるかと思っておりますので、人選の方法をまず伺いたいと思います。

そして2つ目は、この総合計画をつくり上げていく、ローリングをしていく上での財政健全化計画の取組の中にあっても取り組まなければならない優先順位の考え方ということなんです

けれども、今御説明はいただいたんですが、すみません、もうちょっと詳しくといいますか、具体的に優先順位、どういうふうな形の優先順位をつけて行っていくのかということのをいま一度教えていただければと思います。

それで、最後になりますけれども、スケジュールリングの日程を伺った際に、市長ヒアリングもろもろ行いまして、11月をめどに予算化して、3月に成案という今スケジュールを伺いましたけれども、この総合計画と連動して、例えば昨日大西議員の質問にもありましたような士別市農業・農村活性化計画のような、この総合計画に連動するような形の分野別計画ですとか、あとは個別計画というものがあるのかなと思います。2018年から今回の2021年の4年で計画を組んで、またそれも見直しをかけていくようなものがあるのだと思うんですが、3月をめどに成案になると、それを基に分野別計画を立てていくのであれば、ちょっと日程的に合わないのかなとか、恐らく並行して組んでいく形になるんじゃないかなと思うのですけれども、ちょっとその辺りの整合性をどうやって図っていくのかということのを伺えればと思います。

○副議長（井上久嗣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） 再質問にお答えいたします。

まず1つ目、地区別計画の人選についてです。

まずは自治会の方との相談で人選をしていくというのがベースになろうかと思いますし、もう一つ基本となるのは、前回参加していただいた方にもお声かけをしていきたいと思っています。

また、苔口議員のほうからお話のあった、若い人たちとか、いろいろな活動してる方々、前回のワークショップのほうにも若い方、活動している方、それから女性なんかも積極的に入っていただいた経過がありますので、それを踏まえた人選を自治会のほうと地域のほうと相談をしていきたいと思っています。

2つ目です。財政健全化実行計画の中での優先順位の考え方です。

今現在検証作業を進めていますけれども、検査作業の結果、それから、それに基づいた新たな事業の組立て、継続事業の考え方、それらを総合的に勘案しながら優先順位をつけていこうと考えています。

ちょっと違うかもしれませんが、今現在の総合計画の実行計画の中には、300幾つある事業のうち主要事業という位置づけのものが約170ほどあります。優先順位の高い事業を主要事業と位置づけるかどうかというのは今後の協議にもよりますけれども、何らかの形で見えるような形を取っていききたいなと思っています。

最後、スケジュールについてです。

総合計画と併せて個別計画の策定をしている計画も幾つかございます。成案化が私どものまちづくり総合計画は3月ということですが、同じ個別計画で今年度策定するものについては、検証、それから新たな事業の組立てについて連携しながら策定作業を同じくなるような形で進めていく予定でいます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 次の質問に移ります。本年3月、LINE利用者の個人情報に対し、国外から諸外国の技術者らがアクセスできる状態にあったという個人情報保護管理の不備が問題となりました。これを受け、国をはじめ各自治体がLINE社が提供する各種機能を介して行っていた行政サービスの一時停止、見合せが相次ぎ、総務省がLINEを行政サービスに利用している全ての自治体に対し、利用状況の調査と報告が指示されたのは御承知のとおりかと思えます。

個人情報保護法並びに電気通信事業法の観点からも問題視されたLINE社ではありますが、総務省の指導の後、政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方というガイドラインが国により示され、LINE社関連のサービスを利用するに当たってはガイドラインを踏まえた上での自治体判断とされたことが直近の総務省の対応であることと思えます。これらの経緯を踏まえて、本市もLINE社関連の行政サービスを利用している自治体でありますことから、幾つか質問をいたします。

まずは、本市におけるLINE関連の行政サービスの利用状況についてをお知らせください。LINE社の個人情報問題が浮上する前から、本市のLINE公式アカウントは3月末での廃止が決定されており、暮らしナビへと機能の移行が進められておりましたことから、公式アカウント以外の利用についてお示しいただければと思います。

次に、総務省による自治体利用調査と報告の内容について、どのような内容の調査で、また、どのような報告内容であったのかをお知らせください。前述しましたガイドラインが示されたことによって明らかとなりました国が示す方向性とそれらに対する本市の考え方についてもお示しいただければと思います。

ガイドラインの発出を受け、本市ではLINE Payによる市税の徴収が再開されましたが、今後もLINE Payによる市税の徴収は継続されるお考えでしょうか。もともと市税の徴収率が高い本市において、LINE Payによる徴収は市民サービス向上の一環という意味合いが強いものであったと思われれます。市民サービスの向上のために何がしかの策を講じようとする姿勢や取組は歓迎すべきものであるものの、完全に懸念が払拭されたとは言い難いLINE社関連のサービスの利用を再開させたということに本当に大丈夫なのかという懸念が湧きます。LINE Payの再開という判断に至った経緯と、どのように安全性を担保するのかについてお示しください。

最後に、ガイドラインについての行政間の周知と認識について伺います。

LINE社が展開している各種機能は、個人間においても行政サービスにおいても排除し難いプラットフォームになりつつあるため、今後のLINEサービス等の利用の際の考え方というガイドラインが示されたものと思われれます。しかしながら、このガイドラインには、国がL

LINE社関連の機能を行政サービスに利用することを推奨しているものではなく、安全性を保障しているものでもなく、あくまで利用も安全性の担保も何かがあったときの責任も含めて自治体判断の下に自治体が行うものである、そういったことを示しているガイドラインであります。それらのことが職員の皆さんお一人お一人に正しく伝わっているのでしょうか。LINE Payでの市税の徴収も再開されたのだから、LINEを用いた行政サービスについてはこれまで同様に利用しても構わないという誤った認識を持たれている職員もいるのではないかと危惧をしております。

いま一度、LINE社関連の機能を行政サービスで利用されるに当たっては、職員の一人一人がガイドラインを熟読し、その機能を用いる必要性がそもそもあるのかどうかという視点も踏まえた上で利用の可否が判断を仰いでいただきたいということを強く要望しまして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、本市におけるLINEサービスの利用条件については、市税及び証明手数料等のLINE Payによるキャッシュレス決済のほか、5月26日のチャレンジデーでは、笹川スポーツ財団が提供したオンラインの参加報告に利用しています。

次に、総務省による調査の内容は、利用サービスにおける個人情報の取扱いの有無やLINE社におけるデータ保存の有無、システム開発などの委託状況などであり、本市では3月末に廃止を予定していた公式アカウント、キャッシュレス決済に加え、庁内における職員間の連絡手段として利用していることを報告しています。

また、個人情報に関して報道がなされた後、3月26日から公式LINEによる情報発信とLINE Payの使用を一時停止したところです。

次に、ガイドラインの内容とそれを踏まえた本市の考え方についてですが、4月30日に国が示したガイドラインは、政府機関及び地方自治体等における利用状況とLINE社の安全管理措置に対する国の個人情報保護委員会による立入検査、総務省による指導を踏まえ、SNSなどの民間サービスの適切な利用方法と基本的な考え方をまとめたものです。

ガイドラインでは、本格的なデジタル社会の浸透や行政と住民双方の利便性向上の観点から、適切なセキュリティー確保や個人情報保護がなされていることを前提に、利便性の高い民間アプリ等の活用は選択肢として排除されることのないようにすべきとされています。また、LINE社が提供する個人情報を取り扱わないサービスを利用する場合には、情報の管理上の懸念が一定程度払拭されたものとされており、その利用形態に応じ、事前の確認事項が示されています。

本市におけるLINEを含めたSNSサービスの活用は、セキュリティーの確保や個人情報保護はもちろんのこと、市民との情報共有やさらなる市民サービス向上に向けて、ガイドラインにのっとり適切に判断していくべきと考えております。

次に、市税のLINE Pay納付につきましては、総務省自治税務局から税務行政においても同様に国のガイドラインを踏まえ適切に対応するよう通知があったところであり、公金の決済手段としても許容されるものとの考えが示されました。

LINE Pay納税は、24時間どこでも納付できる手段として、平日に金融機関等に赴くことが難しい納税者や、コロナ禍において現金や人との接触を避けることができる納税方法として昨年度に導入し、年間484件、1,170万6,000円の利用があります。

また、本市が採用する方式は、納税者の住所や氏名などの個人情報をLINE Pay社やそれを仲介する収納代行機関と共有せず、電子マネーにより市税を収納する仕組みであり、加えて、収納率を高い水準で維持していくことは、市民の皆様の高い納税意識はもとより、目まぐるしく変化する社会環境や納税者のニーズに合わせた多様な納税環境を整備することにより初めて実現できるものと考えています。

こうしたことから、令和3年度の課税に当たっては、情報連携の方法や契約内容などガイドラインが示す事項について確認を行うとともに、納税通知書に同封するチラシにより、個人情報を利用していないことをお知らせの上、納税手段の一つとして利用を再開したところです。

また、チャレンジデーでの利用については、サービスを準備した笹川財団がガイドラインに基づき提供していたことが確認されたことから、ステイホーム中の取組報告の手段として活用したところです。

最後に、市内各部局におけるガイドラインの認識についてです。

近年、利便性の高い民間のSNSやクラウドサービスを市民サービスの向上や業務効率化を図るツールとして行政サービスにおいても活用する場面が増えており、その際には個人情報保護の観点からの検討が必要です。このたび示されたガイドラインは、民間サービスを利用する際に遵守すべき事項が定められていることから全庁的に周知を行っており、また、民間サービス導入の検討時には、個人情報保護と情報システム統括部署と連携して進めることとしております。

今後、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性及び行政サービスのさらなる向上につなげていく、いわゆる自治体デジタルトランスフォーメーションの取組を進めるに当たっても、国のガイドラインやそのサービスの必要性を十分検討の上、進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 最後の質問に移ります。本市では、9月、市長選と市議の補選が予定されておりますところ、つい先日まで同時期に衆議院選も行われるのではないかと目されておりました。本日の報道では、10月が有力との見方もされておりますけれども、同日もしくは前後するような日程で選挙が重なる可能性もまだまだあり得ることかと思われまます。

コロナ禍のさなか、ワクチン接種等に人員を割かれている現況にあっても、選挙体制の整備に向け、必要な人員を確保せねばなりませんし、例年とは異なり、感染対策にも取り組まねば

ならず、行政負担は相当なものになるのではないかと案じているところです。人員の体制や確保、感染対策についてはどのようにお考えでしょうか。

昨日、自宅やホテルで療養中の新型コロナウイルス感染者らが郵便投票による選挙への参加を可能とする郵便投票特例法案が成立いたしました。運用上の懸念が幾つも挙げられておりますけれども、これらの対応につきましても新たに組み入れていかねばならない可能性が十分にあることと思われまます。

また、仮にですが、衆議院選挙が市長選や市議補選と前後するような日程となった場合には、市長選と市議補選の日程を変更し、衆議院選挙と同日にすることは可能なのでしょうか。可能であれば、週をまたいで都度行うよりも、様々な観点からのメリットが大きいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

一方、投票が増えることによって単純なミスにつながる可能性もありますことから、不測の事態も含め、想定しておくべき事柄がたくさんあることと思います。現時点で挙げられる懸念材料や講じる対策など、勘案事項をお示してください。

どのような形で選挙が重なりましても、万全の体制で臨んでいただきたいと思っておりますことと同時に、体制の構築に向け、関係者各位におかれましては過度な負担を強いられることのないよう、負担の軽減に向けてももろもろ検討を進めていただきたいということを申し添えまして、質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 半澤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（半澤浩章君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、選挙に関する人員体制についてです。

直近実施の選挙である令和元年の参議院通常選挙では、当委員会委員4人、職員17人、臨時職員5人の体制で準備に当たり、期日前投票については、16日間2か所において実施し、投票立会人と投票管理者56人の体制で実施しました。

投票日当日については、14か所の投票所を開設し、投票立会人36人、投票管理者や事務従事者が107人、開票に当たっては選挙区選挙の開票立会人4人、比例代表選挙の開票立会人4人、開票事務従事者66人の体制で実施しました。

本年実施予定の士別市長選挙、士別市議会議員補欠選挙、衆議院議員総選挙においても同程度の人員体制が必要になるものと考えています。

次に、選挙における感染症対策についてです。

議員お話しのとおり、今国会において新型コロナウイルス感染症対策のため、郵便等投票の対象者を拡大する特例法が成立しました。

その主な内容としては、新型コロナウイルスの感染症や感染疑いのある方、または海外からの帰国者で検疫措置等のために宿泊施設や自宅などで療養待機をする方を郵便等投票の対象者に加え、選挙人名簿登録がされている市町村の選挙管理委員会に投票用紙を請求することで投票を可能にするものです。

投票用紙の請求時には、保健所などから交付された外出自粛要請等の書面を提出することになっていますが、書面の紛失や未交付などの場合は、選挙人からの請求に基づき、保険証などからの情報提供で市町村の選挙管理委員会が対象者であることを確認できれば書面提示を不要とする緩和策も示されています。

今後は、こうした規制緩和策への対応を図りながら、他選挙の事例なども参考に投票所などの感染症対策を講じることとなりますが、基本的には、日常から感染症対策として利用している、アルコール消毒液の設置、マスクの着用、ポリ手袋等の配備、飛沫防止シートの設置、定期的な換気や消毒作業などを想定しています。また、投票日当日に投票所の密を避けることから、期日前投票のさらなる啓発や投票前の待機場所の明示などが必要になると考えています。

最後に、衆議院選挙の日程によって、市長選、市議補選の日程を変更し、同日とすることは可能かとの質問についてです。

結論から申し上げますと、状況によっては同日とすることが可能となる場合があります。

衆議院選挙については、主に中央選挙管理委員会が管理し、市長選挙と市議補欠選挙については当委員会が管理を行い、それぞれの選挙に対して公職選挙法において規定がされています。

衆議院選挙は、任期満了による総選挙は任期が終わる日の前30日以内に行い、解散による総選挙は解散の日から40日以内に行うと定められています。また、選挙の期日は少なくとも12日前に公示しなければならないとされており、現在の衆議院の任期は10月21日までとなっています。

次に、市長選挙は、任期満了による選挙はその期日が終わる日の前30日以内に行い、その告示は少なくとも7日前に行うこととされています。牧野市長の任期が9月24日であることから、9月12日を投票日として9月5日の告示を予定しているところです。

最後に、市議会議員補欠選挙は、欠員が議員定数の6分の1を超えるに至ったときは補欠選挙を行わなければならないとあり、行うべき事由が生じた日から50日以内に行うこととなっています。しかし、欠員が議員定数の6分の1を超えていなくても、同一の地方公共団体でほかの選挙が行われるときは同時に補欠選挙を行うこととなっているため、現在の状況では、市長選挙と市議補欠選挙を同日で行うこととなります。

以上のことから、各選挙は任期満了や解散、欠員の状況等で選挙を執行する規定がされており、市長選挙並びに市議補欠選挙も告示前であれば変更できることになっているため、もしも市長選挙の告示前に衆議院が解散した場合に、その時期によっては市長選挙、市議補欠選挙を同日に実施するかを検討することになります。

仮に同日選挙となった場合は、市長選挙、市議補欠選挙、衆議院小選挙区選挙、比例代表選挙と最高裁判所裁判官国民審査の5種類を同時に実施することになり、投票に際しては国政選挙と市の選挙では有権者に違いがあることに併せて投票の種類が多いことから、間違った投票がされることなどが懸念されます。

期日前投票においても、衆議院選挙は投票日の11日前から始まり、市長選挙並びに市議補欠

選挙は6日前から始まるため、期間の差で混乱が生じる可能性もあります。また、投票箱や記載台などの選挙資材の新たな整備や整備した資材を会場に設置できるかなどの再検討を要し、さらには、人員についても増員する必要があると想定しています。

現時点では、衆議院選挙に関して複数の日程が予想されていますが、国の今後の動向に注視しながら万全な体制を構築し、適切な選挙の執行に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 1つだけ再質問をさせていただきます。人員の確保についてであります。

今どこの世界でもという言い方が適切かは分かりませんが、非常に人員の不足というお話は上がってきていまして、今回、新型コロナウイルスのワクチンに関しても、非常にスタッフを集めるに当たっての事務方を含め、そういった体制をつくることに非常に困難を来したというお話も聞いております。まだ9月でしたら、こういったコロナのワクチンなどもまだ行っている最中であるかと思えますし、それ以外にも方々に人を取られているような状況は多々見受けられるかと思えます。そういった中、前回と同様、同規模の人員体制をつくるということの上で、どのように、もちろん今からどういう形で人を集めるかということは懸案されているとは思いますが、その辺りをもう少し、どういう形で人を集めるかということに関しても教えていただけますでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 半澤事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（半澤浩章君） 再質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、今、土日も含めてワクチン接種の体制なりで人員不足といったところが予想されますし、懸念もされます。そういった部分、今までもこの選挙執行体制に関しては、職員の力を借りてやってきているといったところになります。必ずしもワクチンに関わるほかの、そして事業に関わるといったところに該当しない方に、そういった方たちに事前にお話をさせていただいて、その選挙の執行日、今のところ9月12日になっていますけれども、そちらの日にちの日程を必ず空けておいていただいて、市の職員の中で体制を確立していきたいといったところになります。

そして、投票立会人ですとか、そういった自治会の協力も得なければいけない部分もありますので、そういった方々にも事前にお知らせをしながら体制を構築していきたいと考えています。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 5番 喜多武彦議員。

○5番（喜多武彦君）（登壇） 令和3年第2回定例会に当たり、通告に従い一問一答にて質問をいたします。

本定例会初日、士別市国民保護計画の変更が承認されました。適材適所で担当は労力を費やされたことと察し、敬意を表します。併せて住民、市民に示し理解をいただかなければならな

いのが災害対策です。災害対策の基本的な考えについて伺います。

災害対策基本法の改正に伴い、本市の今後の対策、対応について伺います。

このたびの災害対策基本法の改正により、災害時に市町村首長が発令する避難勧告と避難指示が廃止され、本年5月20日から避難指示に一本化されました。この改正等に伴う本市の災害対策について幾つか伺います。

この避難用語の一本化は、分かりにくいとされてきた避難情報をシンプルにして、逃げ遅れなどによる被災を防ぐための改正だとされており、単に文言、用語を変えても、災害に遭った場合の市民の避難誘導に的確かつ迅速に機能しなければ意味はありません。

まず、この改正によって大事なことは、正確な情報を地域住民に迅速に伝えて、危機感を広く共有し、速やかな避難行動につなげることだと考えます。このことを踏まえ、本市の防災体制や計画にどのように生かしていくのかを伺いたいと思います。

勧告と指示は、いずれも災害時の危険度を示す5段階の警戒レベルの4に当たります。緊急時に応じて使い分けられてきましたが、対象住民全体の避難を求める点ではどちらも同じ意味を持つものであったと言われていました。そんな流れの中では、指示が出るまでは避難しなくてもよいのではと誤解する人が多い点が問題となってきたところから、このたびの一本化は、いつ避難行動を取ればよいのか分かりやすくなったとも言えるのではないかと考えます。

しかし、4月末の法改正から5月20日の運用開始まで1か月もないことから、周知期間が短いことから心配もあり、災害や被害がいつ起こるか分からない状況を考えると、早急に市民への情報提供を徹底し、周知していく必要があると考え、喫緊の課題であると考えます。どのように市民に周知をするのか、お知らせください。

最近では、降雨による水害や河川の決壊及び予期せぬ災害も発生していることから、早期避難、早期対応は市民の生命、財産を守る手だてとして、この法改正が進められると考えます。本市においても、各地で起こっている災害などを検証し、また、教訓を生かしていく努力が行政に求められていると思いますが、今後の取組について考えを伺います。

また、このたびの法改正では、高齢者や障害のある方々の地域の要支援者の避難方法を事前に定める個別避難計画の作成が努力義務に引き上げられましたが、本市の防災計画などに組み入れていかなければならないと思いますが、考えを伺います。

さらに、個別計画の作成には要支援者の避難を手伝う人の確保などの課題も多いとされています。市民が住みよい安心・安全なまちを構築していくためにも避けて通れない重要な課題として取り組むべきと考えますが、本市の考えを伺い、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害対策基本法における防災体制や計画についてです。

災害対策基本法については、警戒レベルが5段階に分かれています。改正前では避難勧告と避難指示が同じ警戒レベル4となっていたのですが、今回の改正において避難指示に一本化され

ました。この改正を受け、本市では避難指示等の判断・伝達マニュアルを改定したところです。
また、6月2日には、災害対策本部の訓練を実施し、法改正による具体的な避難指示や避難所開設の判断基準などについて図上演習を行ったところです。

次に、市民周知についてです。

今回の災害対策基本法の改正については、施行に合わせ市ホームページやSNS、生活情報アプリしべつ暮らしナビで発信を行ったほか、報道機関へも情報提供を行い、広く周知を図ったところです。今後、広報しべつ7月号や防災訓練、防災講話などを通じて、さらに周知啓発に努めてまいります。

次に、災害の検証や教訓からの対応についてですが、本市の洪水ハザードマップは、近年の異常気象による自然災害などに対応するため、平成29年に千年に一度の大雨を想定した浸水想定区域へ見直すとともに、防災体制等を強化するため、避難に関する情報や災害時の活用情報を掲載し公開並びに配布しています。

災害時の情報伝達の強化としては、本年新たに同報系デジタル防災行政無線を整備し、令和4年度から本格運用を予定しているほか、コロナ禍での避難所運営を想定した衛生管理資材の備蓄や厳冬期の停電時を想定した避難所運営など、災害時の様々な状況を想定し、備えているところです。

また、災害時における支援体制の強化のため、イオン北海道株式会社やNPO法人コメリ災害対策センターなど複数の企業や団体と新たに協定を締結しており、災害時の物資供給や運搬、復旧への支援体制を整えているところです。

最後に、高齢者や障害者などの要支援者の避難方法についてです。

本市では、地域防災計画に基づき、70歳以上の高齢者のみで構成される世帯や身体障害者手帳1級及び2級を所有する身体障害者の方などから、本人の同意を得て、避難行動要支援者の名簿を作成し、支援関係者と名簿を共有しています。

また、個別避難計画の作成については、士別市災害時避難共助マニュアルを作成し、モデル自治会や自主防災組織と連携し対策を講じているところであり、今後、全市的な展開を図ってまいります。

このほか、高齢者施設や児童施設など災害時要配慮者関連施設については、避難確保計画などの作成や避難訓練時などに計画内容の確認や点検を依頼しており、施設職員の防災意識の啓発にも努めています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 喜多議員。

○5番（喜多武彦君） 1つだけ、もう一度確認させてください。

要支援者の避難を手伝う人の確保の問題について、その辺については課題があると思うのですが、いかがでしょうか。それだけちょっと確認させてください。

○副議長（井上久嗣君） 藪中部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君） 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中でもございましたが、今、各自治会に避難共助計画、支援計画について御説明、お願いをしている最中でありまして、個別の避難計画についてもそれぞれ対応していくということになっていきますので、現時点ではありませんけれども、個別の支援については明確化していく予定になっております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 喜多議員。

○5番（喜多武彦君）（登壇） 2つ目の質問をいたします。児童・生徒の心身の健康の充実について伺いたいと思います。

文部科学省から令和3年度の予算ポイントが出されました。文教関係予算については、令和2年度が4兆303億円から4兆216億円と若干減少されました。幾つかの事業が明示された中から、気になるところを質問いたします。

児童・生徒の心身の健康充実について。令和2年度7,000万円から令和3年度は5億円になりました。この事業の概要は、新型コロナウイルス感染症を契機として集団感染の早期把握など、児童・生徒の命と安全を守るための情報の利活用が求められている。校務支援システムのデータを活用し、学校等欠席者、感染症情報システムやPHRなど、デジタル時代にふさわしい児童・生徒の健康を守るための情報システムを構築する。児童・生徒が自らの健康は自分で守ることを理解し、免疫力の向上など必要な知識を身につけ活用すること、健康リテラシーができるようにすることや、感染症に関する正しい知識の普及、啓発を行い、感染症対策の充実を図る。近年増加しているがんや近視などの健康課題や長期休業期間における食の課題など新しい社会的課題にも迅速に対応し、学びの保障の前提となる児童・生徒の心身の健康の充実について総合的に取り組むとされています。

具体的には、3つの新規事業、学校等欠席者・感染症情報システムの充実、児童生徒の健康管理・健康づくりの推進、児童生徒の近視実態調査事業、さらに3つの継続事業、学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業、がん教育総合支援事業、感染症拡大に伴う学校給食・食育の諸課題に関する調査研究等となっています。このうち、2つの事業について伺います。

最初に、新規事業として、視力低下が進行する時期となる小・中学生を対象に、医療関係者等の協力の下、児童・生徒の近視の実態やライフスタイルを調査する児童生徒の近視実態調査事業を行うとのことですが、本市において同様の調査を行う考えはあるのでしょうか。

また、こうした中で、本市でもGIGAスクール構想より整備された端末が本年度から本格的に活用されていると聞いていますが、ディスプレイを見る機会も増えることが予想され、その一つの活用として、一部の学校ではデジタル教科書実証事業に参加をしているとのことですが、この概要と導入の見通しについてお知らせください。

次に、感染症拡大に伴う学校給食・食育の諸課題に関する調査研究等について伺います。

この事業においても、文部科学省では放課後児童クラブとの連携や学校給食事業者と学校設置者とのキャンセル料、新型コロナウイルスの特徴を踏まえた衛生管理の在り方に関する調査、指導の徹底について調査を行うことになっています。そこで、本市におけるこれらの対応について伺います。

コロナ禍において、本市も感染拡大の状況により長期の臨時休業が想定されます。その際、保護者が働いていて子供たちだけで自宅にすることができない場合、本市では昨年、放課後児童クラブに通える対応をしていましたが、その際にどのような対応を取ったのかを含め、お知らせいただきたいと思います。

また、学校給食事業者と学校設置者とのキャンセル料の契約関係についても、急な臨時休校により食材納入業者からキャンセル料が発生した場合の対応と、給食の休止で発生する食材の食品ロスの対応についてもお尋ねいたします。

最後に、コロナ禍の中での衛生管理においては、本市だけではなく全ての自治体が子供たちのために安心・安全な給食提供のために取り組まれていると思います。本市の給食センターにおける新型コロナウイルスの特徴も踏まえた衛生管理の在り方についてもお知らせください。

(降壇)

○副議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

児童生徒の近視実態調査事業は、文部科学省が令和3年度の新規事業として民間事業者に業務委託して実施するものであり、小学1年生から中学3年生まで全国で合計9,000人程度を対象に調査が行われます。

具体的な調査内容は、視能訓練士が測定装置を用いて遠視、乱視、近視の程度などを測定し、調査結果を集計・分析することによって視力低下を防止するための有効な対策を検討するものです。この調査に関わって、北海道内での実施予定について確認したところ、北海道教育委員会としても、道内での調査実施については把握できていないとのことでした。

現在、全国的に各学校の身体測定において視力検査を実施しているところであり、本市においても同様に視力検査を行っています。現在のところ、近視実態調査事業のように専門的な検査を実施することは考えていませんが、今回の調査結果については、その内容や今後の対策について情報収集に努めてまいります。

次に、デジタル教科書実証事業についてです。

北海道教育委員会として割り当てられる学校数が限られていた中で、本市では土別小学校、上土別小学校、多寄小学校、上土別中学校、朝日中学校の5校においてこの実証事業に参加しており、上土別中学校では2教科、それ以外の学校については1教科についてデジタル教科書を使用しています。

このデジタル教科書に関わって、文部科学省の有識者会議では、次の小学校用教科書の改訂時期である2024年度から本格的な導入を目指すべきとしています。視力など健康面への影響

や読解力の低下につながるなどの懸念もあり、現段階では紙とデジタルのよさを適切に組み合わせることが重要との考え方から紙の教科書と併用する方針が示されたところです。

また、GIGAスクール構想において整備した端末の利用に当たっては、各学校において積極的に活用するよう努めていますが、その一方で児童・生徒の健康については改めて配慮が必要であるとも考えています。本年4月には、児童・生徒、保護者のそれぞれに向けた啓発リーフレットが文部科学省で作成され、各学校を通じて配付したところであり、今後の積極的な活用一方で、留意すべき点など理解を図る取組も進められています。

授業で端末を使用する際は、教師から児童・生徒に対し端末の適切な使用方法について指導するよう要請するとともに、本年は青少年指導センターが隔年で実施しているスマートフォン等情報通信機器の利用に関するアンケート調査を行う予定であることから、この結果も踏まえ、学校はもとより、家庭での生活習慣の改善やインターネットリテラシーを含む適切な情報通信端末の利用などについて啓発と注意喚起を行うとともに、課金等の問題も含めた安全な使用などについても周知してまいります。

次に、感染拡大に伴う学校給食・食育の諸課題に関する調査研究等についてです。

本市において、放課後児童クラブに該当する施設は、あけぼの子どもセンター、ほくと子どもセンター、朝日学童保育所まなべーるの3施設があります。

これまで、学校の休校によって子供たちが朝から放課後児童クラブ等を利用する場合は、夏休みや冬休みと同様に弁当を持参していただくなどの対応を保護者をお願いしてきているところです。この間、こうした状況での給食提供についても検討しているところですが、配送や配食等での衛生管理体制、利用者数による食数の把握や食材の調達・調整など課題が多く、給食の提供は困難なことから、現時点においては感染拡大などによって再び休校となった場合においても同様の対応をせざるを得ない状況であります。

したがって、全ての子供たちが昼食を摂取できるよう引き続き保護者に協力を求めていくこととなりますが、今回、国で実施される調査・研究の結果も踏まえ、対応について検討してまいります。

次に、学校給食事業者と学校設置者とのキャンセル料等の契約関係等についてです。

本市においては、学校給食事業者である士別市学校給食会と学校設置者である士別市との間で契約関係はない状況にあり、食材の発注後に学校臨時休業によって納品業者からキャンセル料が発生した場合は、学校給食会が負担することになります。しかし、昨年2月と3月の一斉休校の際には、国の学校臨時休業対策費補助金が交付されたところであり、この補助金を活用し、補填の措置を行ったところです。

また、給食の休止によって生じた未使用の食材については、学校給食衛生管理基準や衛生管理責任者の判断に基づき、原則廃棄処分等の対応を行っていますが、一方で、長期保存が可能な食品や温度・品質管理が容易な食品については、献立を変更することや大量調理を伴う他の施設での有効利用に充てるなど、食品ロスを最小限に抑えるよう努めてきています。

次に、新型コロナウイルスの特徴も踏まえた衛生管理の在り方についてです。

学校給食センターでは、日頃から衛生管理において文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づき、北海道教育委員会が作成した学校給食衛生管理マニュアルに沿って対応しているところであり、施設と従事者の衛生管理については、学校給食日常点検表や学校給食従事者個人別健康観察記録表での記録により点検や体調チェックを行っています。

また、納品食材については、検収表の温度・ロット記録等により品質や鮮度の確認をしています。

さらには、職員間のコミュニケーションを十分に図ることに努め、従事者の体調管理についても注意を払っているところであり、今後も児童・生徒の心身の健康の充実を担う安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 喜多議員。

○5番（喜多武彦君） 確認と再質問とさせていただきたいと思います。

まずは、近視実態調査については行わないということで確認をさせていただきました。

大事なことは、いつも思うのですけれども、文科省が示したから行うのではなくて、やはりいろんな事業を出されたときに精査をしながら取り組むということが物すごく大事だと私は考えています。この事業というのは大事だなと、やはり思うのですけれども、ただ、今現状、現場は少ない人数の中で取り組んでいるわけですから、現場の負担を軽減させることにもつながるので、よいのではないかなとは思っています。

ただ、デジタル機械の普及によって家庭内でも当然普及がされていて、テレビを見る機会、あるいはスマートフォンを使ったり、あるいはゲームをしながらということで、非常に子供たちの視力低下が懸念されることは皆さん御承知だと思うのですよね。どうやって啓発をして注意を喚起していくのか。先ほど話の中でありましたけれども、具体的にどういうふうにするかというのをまずお聞かせいただきたい。

それから、GIGAスクール構想においてのことに触れていましたけれども、現場の教職員も少ない人数の中でやりくりをしながら、研修を含めて現場を離れている時間もかなり出てきていることを考えていったときには、研修をするのは必要なんですけれども、離れたときに、やはり学校が人数が少なくなって、非常に授業がちょっとおろそかになってしまうんじゃないかという懸念もあります。そこで、文科省のほうでは、こういう事業もありますよね、GIGAスクールサポーター配置促進事業、これも新年度の中で予算が新規事業の中で10億円をつけていただいているわけですから、ここは人数をやはり現場に出してあげる、こういうことを利用しながら現場にやはり人数を送り込んであげることも必要ではないかな。こういう事業をどんどん新規に採用していくのも必要ではないかなと私は考えます。

そのことをお伺いしたいことと、それから最後に、ぜひお聞かせいただきたいのは、実は市長にお伺いしたいと思います。昨日、12年間の思いをお伺いしました。市長は子供は宝だと言

っていただいています。国のほうでも当然、国もこういうふうに書いています。学校を核とした地域力強化プランの中では、学校を核として、地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業等を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、一億総活躍社会及び地方創生の実現を図るとなっております。

市長はこの任期の中で、こども夢トーク、こども議会を通して多くの子供たちとお話をされています。ぜひその多くの子供たちと接したことの中から、次代を担う、この土別の将来を担う子供たちに期待のメッセージを最後にいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再質問にお答えします。

私のほうからまず2点。1点目につきましては、啓発リーフレットのことについてのお尋ねでした。

先ほども答弁で触れましたが、啓発リーフレットにつきましては、実際に家庭で扱う情報通信機器、これは本当に、親から与えられているスマートフォンですとか、中学生だと与えられていると思うのですが、またテレビゲーム、そして情報通信機器ですからテレビもそれに当たるかと思えます。当然、学校のほうでは、先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、1人1台端末の使い方、また、それをもし、今後、持ち帰り等があったときにどのような活用をするか。また、自宅においても、先ほど申し上げました情報通信機器、それを総体的に見て目を休める、体を休めることにもつながるんですが、そういった内容が啓発リーフレットの内容ということですので、これを学校のほうから児童・生徒、保護者に向けて配付をして、そこを周知、目だけではなく本当に、寝る前にタブレットを見ないですとか、体を休めるといったこともやはり体調管理の健康の在り方の一つだと思いますので、そういった、今後、周知の仕方をしていきたいと思っております。

もう1点、GIGAスクールにおける研修、先生方の研修の部分についてです。

今、喜多議員からもお話がありましたとおり、GIGAスクールのサポーター配置促進事業、これについても、当然これが研修も大事なんです、それにおいて児童・生徒の学習に迷惑をかけるということは本末転倒であると思っておりますので、今の喜多議員の御提言を十分に生かしながら、学校のスケジュール等々を含めまして、当然先生方の研修もしつつ、子供たちの授業に迷惑がかからないような形の取組を教育委員会として各学校にお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 喜多議員の再質問にお答えいたします。

私の任期の定例会、定例会でいえば今定例会が最終ということになるわけでありまして、定例会における市長の席からの答弁はこれが最終かなと、このように考えます。

今、デジタル社会におきまして、特にGIGAスクールについても具体的に端末利用が始まりますし、私どもの小・中学生の時代と違いまして、今は非常に画面に接する、子供たちがスマホを含めて非常に多いと。視力低下が心配であるということは答弁でも申し上げたとおりです。

やはり弱視あるいは斜視、予防医学の中でいち早くそれを発見して、治療をする、予防をする。極めて重要なことだと思います。ですから、これは家庭、そして学校教育、地域の中でも連携取りながら子供たちの健康維持は努めていかなければならない、こう思います。

士別市でも各種委員会、審議会あるのでありますが、特に今、画面を見る機会が多いということで、子供たちの視力について非常に心配する声もありますので、そういうデータも我々頂いていますから、しっかり連携を取らなければならないと思います。

そこで、来年の多分夏頃になると思うのでありますが、昨日も申し上げましたが、士別市に待望の眼科医の先生が来ていただきます。今は市立病院にも月に一度ほど来ていただいているのでありますが、医大の先生です。今、出張医で眼科を賄っているのでありますけれども、この士別市で開業していただく医師は、お話を伺いますと、子供たちの斜視だとか弱視、私はしっかりと見詰めていくと。ホームドクターという役割をしながらしっかり予防策も講じていきたいと、こういう強い意志のある先生でありますので、ぜひこの地域の中において、高齢者の白内障だとか、そういった問題はもちろん士別市で手術できるわけでありますけれども、子供たちの部分についても連携取りながらやっていかなければならないなど、こう思います。

私は、子育て日本一というキャッチフレーズの下に取組を進めてきました。健康長寿日本一もあれば、個性あるまち日本一、数多くの日本一を掲げましたが、何をもちえて日本一と言えるのかということについては議会でも議論をさせていただいたところです。それぞれのまちによって違うのでありますけれども、私は子供たちも行政も議会も市民も家族もみんなして、子供たちをしっかりと育てていく。そして日本一を目指すということで、指標を設けずにみんなで頑張っていこうということを申し上げながら、本当にそれぞれ皆さん方が頑張っているんですね、士別市は。小さなときから本当にすばらしいです。

例えば、むっくりで行っている「きら」なんかについても、士別以外からお母様も一緒に来て、士別はすばらしい子育てやっていますねということ言っていただけ。頑張っている市民がいるんですね。

ですから今回、コミュニティ・スクールを全ての学校に配置をした。そしてまたそこには地域住民も一緒になって頑張ってくれている。例えば上士別なんかであれば、アジア・アフリカ米ということで、田植から始まって収穫まで子供たちと一緒にやっていって、これも大臣表彰までいただいている、子供たちが一緒に行って表彰までいただいている。

そしてまた、子ども文化村ということで、企業の皆さん方が、士別で行っている現場に行くと、子供たちに案内をしてくれたり、いろんな取組をやっていただいている。ですから、そういった取組が評価をされて文部科学大臣表彰を教育長が授与したのでありますけれども、まさ

に地域みんなで頑張っているということが本当に証明されたということで、これをこれからもより一層みんなで力を合わせて取り組んでいければいいなと思います。

それと、新聞社の方々にも言われたことあるのでありますが、士別市は、こども議会が非常に活発であると。ひょっとすると議員の皆様方の意見よりもこども議会の意見のほうが市長は聞いているんじゃないだろうか、こんな評価もされたことあるんでありますけれども、本当に子供たちも真剣に、8回ほど、議会の皆さん方からも議会はどうかという講義もいただいたりしながら、勉強して、その場所でしっかり提言するんですよ。どうでしたかと聞きますとね、いやあ、本当に震えましたと言うんだけど、堂々たる発言力ですよ。発表するんです。それに我々もしっかり答えていく。

ですから、子供たちの意見が市政にしっかり通ってきているということは間違いなく言えます。これは昨日申し上げたとおり、まちづくり総合計画、子どもの権利に関する条例、これを定めていますので、よりこれからこれも発展していただきたいし、私と教育長が、こども夢トークで学校に行ったときも、小さな学校では大体子どもたち十数人とたつぷりと意見交換する。大きな学校に行きますと体育館でマイクで、体育館にみっちり集まって、マイクで意見交換をやる。こんなことも実はやってきているところです。

そして、八十数人、こども議会にいますので、子供は元気ですね。道路で会うと、市長、牧野市長と言ってくれるんですよ。僕、今年こども議員ですなんて、大きな声で発言もしていただける。だから、そういった意味では子供たちは地域・日本の宝であるし、まさに財産でありますので、みんなでしっかりと育てながら、この地域にまた残っていただく、戻ってきていただく、そんな形でみんなで連携を取っていければいいなと、そんなふうにする次第であります。

言いたいことはたくさんありますけれども、このくらいで終わります。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（井上久嗣君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明17日は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。よって明17日は休会と決定いたしました。

なお、18日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時54分散会）